全L協保安·業務G2第29号 令和3年1月19日

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省関係省令の 一部を改正する省令について (お知らせ)

標記省令が、別添のとおり令和2年12月28日付けで、公布、同日施行されました。同省令の施行により高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等が改正されましたのでお知らせいたします。

## 【概要】

高圧法液化石油ガス保安規則及び液石法施行規則等において、行政へ提出している様式について押印もしくは押印および署名が削除されました。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

〇高圧法関係

https://www.meti.go.jp/policy/safety\_security/industrial\_safety/oshirase/2020/12/20201228\_kouatsu\_1.html

## 〇液石法関係

https://www.meti.go.jp/policy/safety\_security/industrial\_safety/oshirase/2020/12/20201228-03.html

以上

発信手段:メール

保安・業務グループ:瀬谷、橋本

官

及び様式第三十

○経済産業省令第九十二号

実施するため、押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次 のように定める。 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を 令和二年十二月二十八日 経済産業大臣 梶山

第十まで、様式第二十七、様式第二十九、様式第三十、様式第三十六、様式第四十一及び様式第火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)様式第一、様式第六から様式 次に掲げる省令の様式中「⊜」を削る。

条

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

五の十二、様式第六十五の十四、様式第六十五の十六、様式第六十五の十八、様式第六十五の1 様式第六十五の五の二、様式第六十五の七、様式第六十五の八、様式第六十五の十、様式第六十 様式第六十二から様式第六十四の二まで、様式第六十五、様式第六十五の三、様式第六十五の五、 式第二十三、様式第五十六から様式第六十一まで、様式第六十一の三から様式第六十一の五まで、 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)様式第五、様式第六、様式第七、様式第 様式第十二、様式第十二の二、様式第十四、様式第十五、様式第十五の五、様式第十七、様

実用新案法施行規則 様式第六十五の二十二、様式第六十五の二十四、様式第六十五の二十六及び様式第六十六 (昭和三十五年通商産業省令第十一号)様式第八の二

商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)様式第十五及び様式第十六 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)様式第二十の二

様式第二十三から様式第二十七まで 様式第十、様式第十二、様式第十六、様式第十七、様式第二十五、様式第二十七、様式第二十九、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)様式第一から様式第六まで、様式第九、容器保安規則(昭和四十一年

(昭和三十六年通商産業省令第九十五号)様式第二から様式第二十一まで、

様式第三十五、様式第四十一及び様式第四十三 様式第十三の二、 ☆式第十三の二、様式第十六から様式第十八まで、様式第二十九、冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)様式第一 様式第三十一、様式第三十三、 、様式第三から様式第四まで

第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十四から様式第二十七一一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)様式第一、様式第三から様式 第四まで、様式第七、様式第八、様式第十、様式第二十一の二、様式第二十三から二十六まで、、液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)様式第一、様式第三から様4 まで、様式第二十九の二、様式第三十一、様式第四十八、 様式第三十及び様式第四十七 様式第五十五の八及び様式第五十五の 様式第三から様式

式第二十四から様式第二十七まで 十から様式第五十五の十一の二まで 電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則(昭和四十五年通商産業省令第百三号) 様

十二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則(昭和四十八年通商産業省令第六十号)様式第 ら様式第十五まで か

十三 特定設備検査規則(昭和五十一年通商産業省令第四号)様式第一、様式第二、様式第八、 式第九、様式第十一、様式第十四から様式第十六まで、様式第二十五及び様式第二十七 様式第十八の二の二から様式第十八の五まで、 式第八の十二まで、様式第八の十四から様式第十三まで、様式第十四の二から様式第十六まで、 式第一、様式第三、様式第四、様式第五、様式第六から様式第八の二まで、様式第八の四から様 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)様 様式第十九の二から様式第二十一まで、様式第二 様

十三から様式第二十七まで及び様式第三十

の適用の特別措置等に関する省令(昭和五十三年通商産業省令第七十号)様式第一号から様式第 う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に伴う鉱山保安法に基づく省令 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴

- 六 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号) 及び様式第三十八 様式第十、様式第十三、様式第十五、様式第十七、様式第三十一、様式第三十四、 様式第三十六

び様式第三十四の十一の二 様式第十二、様式第二十七、様式第三十四の八、様式第三十四の十、様式第三十四の十一及コンビナート等保安規則(昭和六十一年通商産業省令第八十八号)様式第一から様式第三ま

ら様式第二十五まで、様式第二十八、様式第三十五、様式第四十三及び様式第五十 第十一号)様式第一、様式第三、様式第六から様式第七の二まで、様式第九、様式第九の二、様 式第十一、様式第十二、様式第十九、様式第二十一から様式第二十二の二まで、様式第二十四か 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令

十九 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令(平成九年通商産業省令第二十三号) の六、様式第十六、様式第二十、様式第二十一、様式第二十五、様式第二十六、様式第三十、 式第三十一、様式第三十五、様式第三十五の二及び様式第三十五の六 様式第一、様式第四から様式第九まで、様式第十一、様式第十五、様式第十五の二、様式第十五 様

様式第八から様式第十まで 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)様式第一から様式第六まで及び

<u>-</u> + 商店街振興組合法施行規則(平成十九年経済産業省令第十二号) 様式第一から様式第十一

二十二 輸出入取引法施行規則(平成十九年経済産業省令第二十七号)様式第三から様式第八まで. 様式第十、様式第十二、様式第十四及び様式第十七から様式第十九まで

|十三||国際相互承認に係る容器保安規則(平成二十八年経済産業省令第八十二号)様式第一から 様式第二十三、様式第二十五及び様式第二十六 様式第三まで、様式第六、様式第七、様式第九、様式第十三から様式第十五まで、様式第二十二、

「部的」に改める

火薬類取締法施行規則第六十七条の十

第二条

第四十九条第一項及び第三項 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令(昭和四十九年通商産業省令第十八号)

三 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第四十二条第七号

二十九号)第五条第二項、第六条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第三項 石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則(昭和五十三年通商産業省令第 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う

条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第1 深海底鉱業暫定措置法施行規則(昭和五十七年通商産業省令第三十四号)第六条第四項、 項

第三条

ら様式第十三の一まで、様式第十三の三、様式第十三の五から様式第二十五まで、 及び様式第三十八から様式第四十四まで 鉱業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)様式第四から様式第七まで、様式第九か 様式第三十五

報

官

第二十八条 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。 (冷凍保安規則の一部改正)

印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するもの 第二十六、様式第三十七から様式第四十まで、様式第四十六中「⊜」及び「3 牙名や咒舞し、描 十半年「高圧ガス保安協会 いて、幽名は必ず本人が回幽すめものとする。]を削り、様式第十一、様式第十九の四及び様式第二 十五、様式第十九の二、様式第十九の三、様式第二十から様式第二十三まで、様式第二十五、様式 様式第二、様式第五から様式第七まで、様式第九、様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第 曰」を「指定完成検査機関名」に改め、様式第十九の五中「指定輸入検査機関名 田」を「高圧ガス保安協会」に改め、様式第十二中「指定完成檢

| 日|| を「指定輸入検査機関名」に改め、様式第二十八中「御」及び「3 「 〕 内は核当ずる―機関名を | 保安検査機関名」に改め、様式第二十八中「御」及び「3 「 〕 内は核当ずる―機関名を [[都道府

指定都市の長 끔 を 指定都

市の東

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

|第二十九条||液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

り、様式第五十八から様式第五十九まで中 6川中「代表者 氏名 8川中「代表者 氏名 印」や「代表者 氏名」以名名「4 氏名を記載し、押印することに 代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」や証 圧ガス保安協会」に改め、様式第二十中「指定完成検査機関名 を削り、様式第十九、様式第二十七の四及び様式第四十一中「軸圧ガス宛斑語か 本人が自署するものとする。」「「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 様式第二十九まで、様式第三十一から様式第三十七まで、様式第三十九、様式第四十、様式第四十 に改め、様式第二十七の五中「指定輸入検査機関名 とに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。] 又均「6 氏名を記載し、押印するこ 代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]、[4 様式第五十四の七及び様式第五十七中「⑲」又は「펌」及び「3. 牙名や弝舞し、 猫哥することに 三、様式第四十五、様式第四十九、様式第五十一から様式第五十四の三まで、様式第五十四の六、 第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十七の二、様式第二十七の三、様式第二十八から 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず 様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、様式 | (都道府県知事) | |指定都市の長| 日」を「指定保安検査機関名」に改め、様式第五十七 印」を「指定輸入検査機関名」に改め、 프 や | 【都道府県知事】 印」や「指定完成検査機関名」 【指定都市の長】 野」を「融 - に改める。

(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第三十条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五の三まで、 様式第五十五の六、様式第五十五の七及び様式第五十八中「⊜」及び 式第二十九、様式第三十、様式第三十二、様式第三十三から様式第三十八まで、様式第四十、様式 第十八、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十三、様式第二十八の二、様式第二十八の三、様 様式第二、様式第五、様式第六、様式第九、様式第十一から様式第十四まで、様式第十七、 「3 氏名を記載し、押印す

> 検性機関名」に改め、様式第二十八の五中「指定輸入検査機関名 印」や「高圧ガス保安協会」以的め、様式銀二十中「指定完成検査機関名 のとする。」を削り、様式第十九、様式第二十八の四及び様式第四十二中「軸圧ガス宋対語か 名は必ず本人が自署するものとする。」「「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名すること る。」「「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署 名」に改め、様式第四十三中 「指定保安検査機関名 押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するも ることに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとす 印」や「指定保安検査機関名」に改め、 印」や「指定輸入検査機関

프 や [ (都道府県知事) (指定都市の長) - に改める。

(液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第三十一条 三号)の一部を次のように改正する。 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令(昭和四十三年通商産業省令第二十

及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」や頭の、「1 ことに代えて、署名することができる。」や「氏名を記載すること。」以改め、様式第十中 (砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正) 「3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」 必亟の。 「この」以改め、様式第六中「働」を削り、「記名描曰すること。ただし、氏名を記載し、 「璺」及び 押口する いり」を

第三十二条 砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)の一部を次 のように改正する。

**ぬめ。」を削り、「門的猫四」を「門的」に改め、様式第七及び様式第十四中「⊜」及び「3** 様式第五中「璺」及び「4 る。」又は「4 氏 名の記載を自審で行う場合においては、押印を省略することができる。」を順り、 することができる。」「「3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができ 様式第十二中「⑩」又は「囲」及び「3 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押田を省路 記載を白舉で行う場合においては、 押日を省略することができる。]を削り、同様式備考4を同様式 備考3とする。 様式第一、様式第三、様式第四の二、様式第六、様式第六の二、様式第八から様式第十まで及び (\*\*)がな) 氏 名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することがで 氏名の

(ガス事業法施行規則の一部改正)

第三十三条
ガス事業法施行規則の一部を次のように改正する。

きる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「「7 氏名を記載し、押印する 必ず本人が自署するものとする。」「「5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することがで 第三十四、様式第三十六、様式第四十二、様式第四十七、様式第五十、様式第五十五、 ことに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」 六、様式第六十、様式第六十七、様式第七十七、様式第七十九から様式第八十一まで、様式第八十 とに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」、 八、様式第八十九、様式第九十二及び様式第九十三中「吾」及び「3 兄名や咒舞し、描吾するに [10 「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は 様式第一、様式第十五、様式第十九から様式第二十一まで、様式第二十三、様式第二十九、様式 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は 様式第五十

月曜日

報

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第六十二条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部を次のように改正す

の欄には、押印をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合 **にあっては、 描写をするにと。」を削り、同様式備考6を同様式備考5とする。** (電気事業法施行規則の一部改正) 第八条第二項中「記入し、かつ、押印するものとする。」を「記入するものとする。」に改め、様式 

第六十三条 電気事業法施行規則の一部を次のように改正する。

ら様式第六十三まで、様式第六十四、様式第六十七の五、様式第六十九、様式第七十一、様式第七 の十一、様式第三十一の十三から様式第三十一の十六まで、様式第三十一の十九から様式第三十 まで、様式第二十八、様式第三十一から様式第三十一の三まで、様式第三十一の七、様式第三十 様式第八から様式第十一まで、様式第十四から様式第十七まで、様式第十九から様式第二十六の三 を削り、様式第一の四、様式第一の六、様式第三十一の十及び様式第三十一の十二中「平」を削り 代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]、[6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本 四十三、様式第四十四、様式第四十六、様式第五十、様式第五十一、様式第五十二の二、様式第六 様式第三十一の二十二、様式第三十二、様式第三十九の三、様式第四十、様式第四十の二、様式第 **鰲』に改め、様式第三十九の二中「酉」及び「3-凩名を記載し、 毎日すめにたた代えて、鰡るす** から様式第八十三の六まで、様式第八十三の八、様式第八十三の十、様式第八十三の十一及び附則 四十一、様式第四十五、様式第四十七から様式第四十九まで、様式第五十三、様式第六十二の二か の二十一の三まで、様式第三十一の二十三から様式第三十一の二十八まで、様式第三十九、様式第 とに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 本人が自署するものとする。」「「7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。]「「5 氏名を記載し、押印することに 十一の二、様式第六十二、様式第八十三の七及び様式第八十三の九中「吾」又は「圄」及び「3 第二十九、様式第三十一の四から様式第三十一の六まで、様式第三十一の八、様式第三十一の十八、 ることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」 や冠の「4 手順書」 とができる。 この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。] 尺5 [15 氏名を記載し、押印するこ 人が自署するものとする。」「「4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 十七、様式第七十八の六、様式第七十八の七、様式第八十、様式第八十三の二、様式第八十三の四 [15艸で]を [14艸で] に改め、様式第一の五、様式第一の七から様式第一の九まで、様式第六、 様式第一、様式第一の十、様式第五、様式第七、様式第十三、様式第十八、様式第二十七、様式 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず 「印」、「⑩」又は「⑪」及び「2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名するこ この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。] や売り、「1 用紙」や「用 改正する。

第六十四条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年 (工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)

令和 2 年 1 2 月 28 日

通商産業省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

項を加える。 する印鑑」を とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「、住所若しくは居所又は手続において使用しようと しくは居所」に、「、様式第三又は様式第四」を「又は様式第三」に改め、 第三条第一項中「、住所若しくは居所又は手続において使用しようとする印鑑」を「又は住所若 「又は住所若しくは居所」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の 同条第三項を同条第四項

> 出をするときは、同項の書面に提出者 特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が前項の規定による届 (代理人を除く。)の印を押さなければならない。

第四条第三項を削る。 第三条の二第一項第四号を削る。

第五条第三項中「特許法施行規則」の下に「(昭和三十五年通商産業省令第十号)」を加える。

様式第一中 = 又は 識別ラベル 及び 又は | 機別ラベル を削り、同様式の備考7を

考14を削り、同様式中備考15を備考13とし、備考16から備考20までを二ずつ繰り上げる。 削り、同様式の備考8中「記載し、代渉帝の曰や描す」を「記載する」に改め、同備考を同様式の 備考7とし、同様式中備考9を備考8とし、備考10から備考13までを一ずつ繰り上げ、同様式の備 様式第二の備考4中「9まで及び13から18」を「8まで及び12から16」に改める。

第六十五条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を次のように (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

署名は必ず本人が自署するものとする。」区は「4 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記 四十九の六まで及び様式第五十六から様式第五十八まで中「圕」及び「3 牙谷(饼入ごめして) 第四十三の二から様式第四十四まで、様式第四十六、様式第四十八、様式第四十九の二から様式第 九から様式第三十一まで、様式第三十三、様式第三十六から様式第三十八まで、様式第四十、様式 するものとする。]を削り、様式第八、様式第二十三中「⊜」及び「猫玛」を削る。 載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署 その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、 様式第五、様式第十、様式第十四から様式第十八まで、様式第二十、様式第二十六、様式第二十

(高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正)

第六十六条 高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部を次のように改正する。 を「ハの」に改める。 第二、様式第三、様式第十二、様式第十五の三、様式第十七、様式第二十二、様式第二十七、様式 署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を頭の、様行 九、様式第二十三、様式第二十四、様式第二十八、様式第二十九、様式第三十三、様式第三十四、 ることができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。| や冠の「 [ 1 第三十二及び様式第三十五の三中「⊜」及び「2 様式第三十五の四及び様式第三十五の五中「⊜」及び「3 円名をご轉し、描召するにとて代えて、 様式第十、様式第十三、様式第十四、様式第十五の四、様式第十五の五、様式第十八、様式第十 氏名を記載し、押印することに代えて、署名す [O]

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第六十七条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のよう に改正する。

別紙様式第1及び別紙様式第2中 住所・居 又は所在: 「申請者記: 押印又は署: を -11 中語者以名数氏名及び代表者の氏名及び代表者の氏名の氏名を別・居所住別・居所住別・居所任地間当番番も指 称名

所地 者号 以、||記名押印をす

等又は資金移動業者確認欄」に改める。 る者」や「「氏名又は名称及び代表者の氏名」 の欄」以「銀行等又は資金移動業者確認印」 を 無行